

地財法適用を申請へ

昭和二十五年を機として（厳密に言えば昭和二十三年度から）赤字額が発生し、昭和二十九年度末において約一億四千円の累積赤字となり、市財政へ歎からず影響を及ぼしているのであるが、自治活動を十分行うためには、なんとかして急速に健全財政に立ち返らなければならない。そこで昨年末にできた「地方財政再建促進特別措置法」の適用をうけて再建を図るべく市議会に提案したこと、去る五月二日の市議会で満場一致これを可決され、申し出をすることになりました。

以下その概要を簡単にご説明申し上げ、皆様のご理解ご協力を願いしたいと存じます。

一、赤字解消のための現在までの措置

なぜこのような赤字ができるかと申しますと、一つは国の行財税制度の欠陥によるものもあり、一つには市主体の原因によるものもあつたと考えられるのですが、その原因は別としても、要は市主体で解消しなければならない。そこで国や地方の諸制度そのものに

おこなわれています。

二、法律ができるまで

勿論こうした赤字は、芦屋市だけではなく、全国の市町村では約八割までが赤字団体であつて、その合計額は六四八億という大きな数字になつています。そこで政府も地方財政の健全化を図るために、昭和二十八年頃政府の諮詢機関である地方制度調査会の答申に基いて地方財政再建整備法を国に提出したのであります。が、種々の事情でヤン延し昨年末現度末で赤字の生じている団体は昭和三十度から八年度以内に収支のところです。

三、赤字解消の三つの道

この法律によると、昭和二十九年

度末赤字額（本市）

和三十度から八年度以内に収支

の場合は、赤字額が減つてきてい

ります。

それでは法の適用をうけて再建

をおこした場合はどうか。昭和二十九年度末現在の赤字額（本市）

和三十度から八年度以内に収支

の場合は、赤字額が減つてきてい

ります。

そこで、借入金をもつてることにな

ります。

そこで、借入金をもつてすることにな

ります。

そこで、借入金を

